

# 市民委員会資料 ④

## 2 所管事務の調査（報告）

### (3) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う保育の必要性の認定及び 利用調整の基準について

資料1 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「保育の必要性の認定及び利用調整の基準（案）」  
に対するパブリックコメント実施結果について

資料2-1 保育の必要性の認定及び利用調整の基準について

資料2-2 別表1「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」

参考資料 保育の必要性の認定及び利用調整の基準の変更点

市民・こども局こども本部

（平成26年8月27日）

## 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う 「保育の必要性の認定及び利用調整の基準（案）」に対する パブリックコメント実施結果について

### 1 概要

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が実施されます。

新制度に対応するために必要な見直しをした「保育の必要性の認定及び利用調整基準（案）」について、パブリックコメント手続きにより、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

|         |  |
|---------|--|
| 題 名     | 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う<br>「保育の必要性の認定及び利用調整の基準（案）」  |
| 意見の募集期間 | 平成 26 年 7 月 14 日（月）～平成 26 年 8 月 12 日（火）  |
| 意見の提出方法 | 電子メール、FAX、郵送、持参  |
| 募集の周知方法 | 市政だより 7 月 21 日号、川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー、児童家庭課窓口）、認可保育所及び川崎認定保育園における案内の掲示、「子ども・子育て支援新制度」利用者説明会における説明・資料配布 |
| 結果の公表方法 | 川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（児童家庭課、市政資料コーナー）、認可保育所及び川崎認定保育園における掲示  |

### 3 結果の概要

|             |               |
|-------------|---------------|
| 意見提出数（意見件数） | 102 通（ 162 件） |
| 電子メール       | 93 通（ 148 件）  |
| FAX         | 7 通（ 8 件）     |

|    |          |
|----|----------|
| 郵送 | 2通 ( 6件) |
| 持参 | 0通 ( 0件) |

#### 4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、保育の必要性の認定及び利用調整基準（案）の趣旨に沿った意見、今後の施策・事業の推進に向けて参考にする意見のほか、基準（案）の内容を修正すべき意見及び基準（案）の内容がわかりやすくなる意見があったことから、それらの意見を反映し、保育の必要性の認定及び利用調整基準を制定します。

##### 【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

A：御意見の趣旨を踏まえ、基準に反映させるもの

B：御意見の趣旨が基準（案）に沿った意見であるもの

C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの

D：基準（案）や施策に対する要望の意見であり、基準（案）や施策の内容の考え方を説明するもの

E：その他

| 項目               | 件数  | 市の考え方（単位：件） |    |   |    |    |
|------------------|-----|-------------|----|---|----|----|
|                  |     | A           | B  | C | D  | E  |
| 保育の必要性の認定に関すること  | 3   | 0           | 1  | 0 | 2  | 0  |
| 利用調整基準全般に関すること   | 18  | 2           | 2  | 0 | 9  | 5  |
| 利用調整基準 別表1に関すること | 22  | 0           | 7  | 0 | 15 | 0  |
| 利用調整基準 別表2に関すること | 12  | 0           | 1  | 0 | 11 | 0  |
| 利用調整基準 別表3に関すること | 61  | 37          | 1  | 1 | 22 | 0  |
| 利用調整基準 その他に関すること | 14  | 0           | 1  | 0 | 13 | 0  |
| その他に関すること        | 32  | 0           | 1  | 7 | 0  | 24 |
| 合計               | 162 | 39          | 14 | 8 | 72 | 29 |

## 5 市民意見(要旨)と意見に対する市の考え方

### <保育の必要性の認定に関すること>

| 番号 | 意見内容  | 意見に対する市の考え方  | 市の考え方<br>方の区分 |
|----|---|--|---------------|
| 1  | 保育の必要性における「事由」については現行の区分を活かし、就業形態を問わないことは評価できる。   | 保育を必要とする「事由」のうち、就労については、夜間など基本的にすべての就労に対応することと国から示されています。<br>本市では、これまでも夜間就労しているときには、昼間は休憩休息するために保育の必要性があると判断してきたところですので、それが改めて全国的に明文化されたこととなります。 | B             |
| 2  | 育児休職中は上の子をいったん退園させるべき一度入園させてしまえば、下の子が生まれて育児休職中であっても通園している子が多い。一方、入園できなかった子はそのまずっと入園できない場合が多く、最悪仕事を失うこともある。本当に保育所を必要としている人が利用できる仕組みに変えるべき。 | 子ども・子育て支援法施行規則において「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」は、保育の必要性の事由として明文化されたため、いったん退園させる仕組みとすることはできないと考えます。                                    | D             |
| 3  | パートは最大8時間となっているが、つまりパートは8時間を越える場合は延長保育も出来ないというコトか。毎日ではないが、人員不足の時に次のパートが来る迄帰れない日もある。その場合は、新制度になったら職場にその時間までは無理だと言うしかないのか。                  | 保育短時間認定の場合は、通常保育料では8時間までの御利用となります。8時間を超える部分については、延長保育扱いとなりますので、延長保育料をお支払いいただき、保育を御利用下さい。   | D             |

### <利用調整基準全般に関すること>

|   | 意見内容   | 意見に対する市の考え方   | 市の考え方<br>方の区分 |
|---|--|---|---------------|
| 4 | 障害を有する子どもは優先入園であるが、障害の程度により入園内定を取り消す場合があるとされているが、他の施設に入ることが出来るのか、又は希望する園で介助者をつける等のサポートを増やすことが出来るのか。<br>障害を有する子どもがおり、且つ、ひとり親など収入が少ない家庭の場合は必ず保育を受けられなければ生活が成り立たない。必ず保育園、又は療育施設に入ることが出来るように制度を整えてもらいたい。<br>(同様計 2件) | 本市では昭和51年より障がい児保育を開始し、現在全ての認可保育所で障がい児を受け入れてます。<br>利用調整基準案では、別表3に障がい児の優先利用項目を設定したところですが、障がいを有する児童を育てる世帯の個々の状況を踏まえた利用調整を図ることについて、別表1「市長による特例」の「その他」として個別の判断をすることが市民の皆様に周知できるよう例示を追加いたします。               | A             |
| 5 | 3か所以上の保育施設に通園させる保護者負担を解消させるための事項を優先利用扱いとしてはどうか。我が家では昨年度、3人の子供を3か所の保育所に通わせたという非常に大きな送迎、および行事参加という負担を強いられた経験が有る。<br>(同様計 2件)   | 本市では、「転園希望の申込みについては、保育の実施を受けていない児童の申込みを優先する。ただし、転居や勤務先の変更等により、入所中の保育所の入所継続が困難と認められる場合、及びきょうだい各々の保育所に入所して、どちらか一方の保育所への転園を希望する場合は、保育の実施を受けていない児童の申込みと同等に取り扱う。」としており、きょうだい同園での入所希望に対しこれをもって優先的な扱いとしています。 | B             |
| 6 | 国の案にあったが、保育士が保育所に勤務している場合、優先利用の対象としてもらいたい。   | 特定の業種を優先利用の対象とする取扱いについては、入所世帯の偏りを生むことや、職種の範囲の特定が難しい(保育士と保育補助者等)ことや、業種間の優劣を付けることにつながる考えられます。よって保育の必要性の認定において、多様な職種の保護者が保育を必要とする中で、特定の業種のみを優先とする取扱いは難しいと考えます。   | D             |
| 7 | 住宅ローンを抱えている場合、会社に復帰しなければならぬので、配慮があるといい。<br>(同様計 2件)  | 各種借入を抱えていることで、児童の保育の必要性が高くなるとは認められないため、項目の新設はできないと考えます。   | D             |

|    |   |  |   |
|----|---|--|---|
| 8  | <p>本年度途中から子を認可外に入所させた世帯が、平成27年4月の認可保育園入所の選考で、結果として不利益を被る場合があると考えます。</p> <p>具体的には、別表3①「現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でも同様の状態が見込まれる場合」と1年以上、2年以上の3項目、及び②「現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、入所希望日までの間に当該児童の年齢が1歳6か月以上になる世帯」の項目である。</p> <p>多くの世帯は、平成27年4月の認可保育所の入所を視野に、まずは選考基準で有利となる認可外保育施設に子どもを入所させる選択をし、本年度中に利用を開始している。</p> <p>しかし、新「利用調整基準」(案)では前述①及び②の項目により、認可外に預けた期間が1年未満の為、育児を1年6か月まで取得した場合と同じ扱いとなる。</p> <p>本件の問題点は、①一年以上を要する保育園入所の過程に対し、新基準の公表・周知・実施までの期間が相対的に短い、②現行制度をよく理解し積極的に入所活動を行った世帯が結果として不利益となる、③結果として成行きで利益(項目点)を得る世帯と同列で扱われるのは公平では無い、等が挙げられる。</p> <p>これら問題の解消のため、本年度途中で認可外保育施設に子が入所し、平成27年4月時点で認可外入所期間が1年未満の世帯に対し、新基準移行時に不利益の解消対応(前述①の項目の「1年以上」とみなし1点加点等)を行って欲しい。<br/>(同様計 2件)</p> | <p>「子ども・子育て支援新制度」の準備事務については、国が発布する施行規則等の内容を踏まえた上で、自治体において作業をすることから、どの自治体においても準備に追われ、市民の皆様には十分な期間をもって説明することが困難な状況です。</p> <p>現行基準において、認可外保育施設等に預けている期間が長い世帯を相対的に評価していますが、これは単に認可外保育施設に預けていることを評価するものではなく、入所不承諾となって認可外保育施設等を利用している事実や、会社等の都合により育児休業を取得できずに認可外保育施設等を利用して就労している事実に対して評価するものです。</p> <p>そのため、入所活動に関する外部環境変化について、本市が経過措置を設定する予定はございません。ご指摘については、関係する項目の修正等により一定程度修正する予定でございます。</p> | D |
| 9  | <p>&lt;男性の育児参加促進について&gt;</p> <p>別表2の産休明けまたは育休明けの加点は、児童の保護者にそれぞれ加算されないのか。男性の育休取得を促進する意味でも、保護者双方が取得した場合にはさらなる加点があってもいいのではないのか。</p>  | <p>保護者のどちらかが育児休業を取得していたとしても、児童が保育を必要とする程度は同等であると考えられるため、趣旨はわかりますが、利用調整基準における加点を設定することは困難です。</p>  | D |
| 10 | <p>同ランクの場合、自宅から園への距離が近い方を優先すべき。</p> <p>例えば幸区では川崎駅近くの園の倍率が特に高いが、送り迎えに来ているほとんどの保護者は自転車を利用している。</p> <p>つまり、駅付近に住んでない方が多数であり、自宅付近にも通える園があるのではないかと推測される。</p> <p>一方、駅近くに住んでいる者は通勤のことなども考慮すると、駅近くの保育園を選択せざるを得ないが、その多くは選考に漏れて預け先を失っている。<br/>(同様計 2件)</p>  | <p>保育の必要性が高い児童を優先して認可保育所に入所させることを目的として、利用調整基準を定めています。</p> <p>保護者が保育所を選択する理由は様々であり、自宅と保育所との距離により、保育の必要性が増減すると判断することは困難であることから、利用調整基準としては設定できません。</p>  | D |
| 11 | <p>所得の低い世帯が保育所に預けられるようにしてほしい。</p>   | <p>今回の基準案では、同一のランク・指数・項目点数で並んだ場合、最後に所得状況が低い世帯を優先して選考することとしています。選考基準は、児童の保育の必要性により優先順位を付けるものであり、保護者の所得の高低により、保育の必要性に差を付けることは困難であることからです。</p> <p>ただし、生活保護受給世帯相当等の低所得世帯については、優先利用の対象とし、別表2での加点が対象となるよう基準案に定めております。</p>  | D |
| 12 | <p>生まれ月による不平等への考慮が不十分ではないか。例えば1月生まれの場合、次の4月(生後3か月)から預けられる園が少ない。そのような場合、預けられる園に優先的に入れるように、別表2「同ランク内での調整指数表」等で指数加点を追加すべきではないか。<br/>(同様計 5件)</p>   | <p>認可保育所においては、保育の必要性が高い児童を優先して入所することを目的とし、利用調整基準を定めております。生まれ月が違っていても保育の必要性は同等であることから基準にて配慮することは困難であると考えます。</p>   | E |

<利用調整基準 別表1に関すること>

|    | 意見内容   | 意見に対する市の考え方   | 市の考え方の区分 |
|----|--|---|----------|
| 13 | <p>育児休職から復帰するタイミングでは、仕事と育児の両立に慣れるまでの間だけ短時間勤務を希望している。</p> <p>現行では、育児短時間勤務を小学校就学まですべての期間で予定していない場合には、フルタイム勤務とみなしている。新制度においても同様の取扱いを希望する。<br/>(同様計 6件)</p>  | <p>本市の現行制度では、育児短時間勤務を小学校就学まですべての期間で取得予定としていない場合には、所定労働時間を実働時間としてカウントしており、小学校就学まですべての期間で取得する場合のみ、育児短時間を取得した時間帯を実働時間としています。慣らし保育への対応が必要になる方など、時間短縮勤務をあくまで一時的に取得する(取得する予定)方については区別しないよう判断しております。</p> <p>他都市では、育児短時間を取る予定の場合には、短くした後の時間で労働時間を算定される自治体もありますが、本市では新制度においても同様の取扱いを予定しています。</p> | B        |
| 14 | <p>在宅勤務だと、Aランクにならないのだが、子供を預けないと仕事ができないのは、居宅外勤務の人と同じなのにランクが低いのはおかしい。</p>  | <p>自営業の方については、経営規模・業種・就労内容・収入実績・資格専門性等の諸状況からみて、「自営中心者」なのか、補助的な業務を行う「協力者」なのかを検討し、「協力者」については「中心者」に比してひとつ下のランクとしています。</p>  | B        |
| 15 | <p>&lt;別表1におけるランク決めについて&gt;</p> <p>複数の事由でAランクに該当する場合(例えば、月140時間以上就労しており、かつ障害者手帳の交付を受けている)に、保育園の利用申請には1つの事由を選択させた上で、その事由のみにかかる別表2および別表3の調整項目しか加点されない状況は、公平とはいえないと考える。重複してAに該当するということは、それだけ子どもの環境を整える上で、保護者は苦しい状況に置かれていると考えるのが妥当であり、一つのAにしか当たらない世帯と同等に扱うべきではない。複数に該当する場合は、さらに上のランクを設ける、あるいは少なくとも別表2および3の項目に関しては、該当するランクに関係する全ての項目で加点・調整するといった救済はあってしかるべきと考える。<br/>(同様計 4件)</p> | <p>現在本市では、保護者の状況は、保育に欠ける事由の最も高いランクとなる事由において保護者のランクを判定しており、複数項目において同ランクとなる場合には、別表2における扱いが最も高くなる事由を採用しています。</p> <p>児童が保育を必要とする事由について、複数の項目でAランクに相当する世帯がひとつのAにしか該当しない世帯に比べ、より保育を必要とするとは考えづらいことから現行通りの取り扱いを予定しています。</p>   | D        |
| 16 | <p>「求職活動」について、現行制度でも最下層に位置するが、雇用情勢が決して改善されていない現在において、意欲をもって求職活動を行っている方が希望する職に就くことができるよう求職活動に専念できるようにするためにも、優先度を高めることも必要ではないか。</p>  | <p>求職活動と実際に今現在就労している方とを比較して、どちらがより保育を必要とするのかという視点で考えると、やはり求職活動が相対的に下がってしまうのが現状です。</p> <p>本市では、認可保育所だけでなく一時保育や川崎認定保育園、家庭保育福祉員などの多様な保育サービスを用意しています。</p> <p>その中から、求職活動の状況に合った保育サービスをご利用いただきながら再就職先を見つけていただき、その上で認可保育所のお申し込みも改めていただくなど、長期的な視点で仕事と育児の両立を図っていただくことも提案しているところです。</p>           | D        |
| 17 | <p>長時間働く人ほど優先順位が上なのも、保育園に入りたいなら長時間働けと言われていたような感じがする。</p> <p>子育てと仕事の両立考えるとフルで働くのは難しいけど、パートで1日4、5時間ならできるといえる人は多いはず。短時間勤務者が保育園に入れるのが難しくなると、フルタイムで働くか、専業主婦かの2択しかなくなり、働き方の選択肢がともも少ない。短時間勤務者でも保育園に預けやすくなれば、働く女性が増え、より女性の活力を社会に生かせると思う。</p> <p>最低の労働時間を満たしているなら、長時間勤務の人でも短時間勤務の人と同じ優先順位にするべき。</p>   | <p>現行制度では、認可保育所の入所選考において申込みが施設の受入可能人数を超えた場合、保育所入所選考基準に基づき、施設ごと、年齢ごとに児童の保育に欠ける程度を判断し、ランク・指数の高いお子様から入所の内定を決定しています。この考えは、利用調整基準案においても継承していくこととしております。</p>  | D        |

|    |  |  |   |
|----|--|--|---|
| 18 | <p>就労確定の場合のランクについて、就労が確定し、契約書などによって勤務時間が確定している場合でもランクが低くなるのは納得がいかない。</p> <p>私は数年前に退職をしたが、就職活動を行い来年度から常勤フルタイムの職を得ることができた。来年度4月からの契約書を交わし、月に160時間以上の就労が確定している。申し込みの段階で事業所に籍がないだけで、実情としてはフルタイムの育児休業あけと変わらなく、立場は更に弱いのに、ランクが低いために認可保育所への入園が困難となりとても困っている。</p> <p>現在2歳と0歳の子供の保育が来年の4月1日から必要だが、夫婦ともに土曜日の早朝から勤務があり、通園圏内の川崎認定保育園では対応してもらえない。</p> <p>就労先確定であっても色々なケースがある。ランクの考慮を強く希望する。</p>  | <p>本市では、入所選考基準におけるランクや調整指数は、申請〆切日時点まで状態で判断することとしています。</p> <p>ただし、〆切日時点で育児休業中の場合は、育児休業取得前の雇用契約上の実働時間で判断しています。</p> <p>今後の就労については、既に就労中である状態と比較すると不確定であることが多いことから、就労の次位のランク扱いとなっています。</p>   | D |
| 19 | <p>現状、社会的養護を必要とした子どもたちの保護者が、保育所入所を希望してもなかなか入所できず、家庭引取りが出来ない、また、翌年の4月迄、乳児院での措置を継続せざるえないケースがある。精神疾患の親等は就労していない方が大半なので、入所選考基準のランクが低くなっている。保護者が、障害者手帳を取得し、主治医の診断書があっても保育所入所が難しい実態もある。母子家庭、父子家庭、祖父母の引き取りケースやパート、アルバイト就労家庭も多いのが現状である。</p> <p>現在、入所選考基準の「市長による特例」という項目において、「その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合(A～E)」とあるが、家庭において適切な養育を受けることができず社会的養護を必要とした子どもたちでありながら、なかなかAランクになることは難しい実態がある。</p> <p>この度の見直しに際し、乳児院を退所し保育所入所を必須とする家庭への加点配慮を強く要望する。また、入所選考基準への特例を、各区の福祉事務所所長の判断とする事も、検討して欲しい。</p> <p>社会的養護を必要とし乳児院に入所した子ども達について、継続した子どもの成長発達と家庭生活の支援のために、義務教育である小学校入学迄の地域での見守り支援が必要と考える。検討をお願いする。</p> | <p>本市では、入所申込みが保育所の受入可能人数を超えた場合に、選考基準に基づき、保育所ごと、年齢ごとに児童の保育に欠ける程度を判断し、ランク・指数の高いお子様から入所の内定をしています。</p> <p>また、同ランク同指数で競合した場合には、別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」により、世帯ごとに相対的に判断して該当する項目が多い世帯のお子様から入所していただいています。</p> <p>現在は、入所選考基準の「市長による特例」という項目において、「その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合(A～E)」として、家庭において適切な養育を受けることができず社会的養護を必要とした子どもたちについて、ケースごとに実態を聞き取りながらランクの判定をしています。</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、特に扱いが変わっていないことから、本市においても利用調整基準については変更することは考えていないところでございます。</p> | D |
| 20 | <p>利用調整基準については、現在の社会情勢を見ると、官民間問わず時間外労働が恒常化しており、男性は若年時から、そして女性においても地位が高まるにつれ時間外労働をやむなく行っている現状だ。このこと自体は是正されなくてはならない問題だが、実態としてそういった現状がある中で、「実働時間」から時間外労働を除することは現在の社会情勢に適用していないのではないか。そのことは考慮されなければならない。</p>   | <p>国や本市では、仕事と子育ての両立であるワークライフバランスの推進に注力しているため、時間外労働を「実働時間」に含めることはいたしません。</p> <p>ただし、仮に時間外労働を「実働時間」に含めようとする場合、次のような課題が生じます。</p> <p>①裁量労働制、みなし労働時間を採用している職場・職種と採用していない職場・職種では記録をとっていない事業所も多く存在することから、客観的な比較ができなくなる。</p> <p>②企業等に、過去6か月間の時間外労働の実績を全て客観的に証明してもらう必要があり、企業等に与える事務負担が大きい。</p> <p>以上のことから、客観的な比較ができないものについては基準として採用しかねますので、時間外労働を「実働時間」に含めることはできないと考えております。</p>   | D |



|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
| 21 | 就労時間に加えて通勤時間を考慮して欲しい。勤務地が遠方であれば保育を必要とする時間は必然的に長くなる。<br>通勤時間15分の家庭と、2時間の家庭が、就労時間だけで同じ扱いになるのは不公平である。<br>(同様計 4件)   | 本市では、保育標準時間利用と保育短時間利用の区分については、労働時間に加え、休憩・休息時間、往復の通勤時間、残業時間等を考慮する予定です。<br>しかし、利用調整基準については、所定労働時間のみにてランクを付けることとしています。これは、残業時間など全ての雇用主が客観的に証明できない項目を選考基準の中に入れると、証明されない項目がある方が選考上不利になるのを避けるためです。<br>また、通勤時間については、お住い、保育所、通勤場所の関係や通勤経路は多様であり、客観的に通勤時間を判定・確認することは難しいため、選考に反映させることは困難です。 | D |
| 22 | 別表1「A」ランクの細分化を希望<br>「A6」ポイントに多くの家庭がランク付けされ、最後に調整項目でポイント外の調整を経て選考結果が決まっていたことが、申請者側にとっては不承諾の背景が見えづらく不公平感を募らせることになっていたのではないかと。今回、「B」「C」が細分化されたとのことですが、これを機に「A」についても細分化されればと希望しています。現状のランク付けでは、非正規雇用の長時間勤務者が正規雇用者と同じAランクとなり、最終的には所得調整項目により優遇される結果となっており、そこに不公平感を感じている。<br>(同様計 2件) | 利用調整基準のランクや調整指数は、児童が保育を必要とする度合いにより優先順位をつけるためのものであり、保護者の就労形態によって、児童の保育の必要性に差をつけることは困難です。   | D |

<利用調整基準 別表2に関すること>

|    | 意見内容  | 意見に対する市の考え方   | 市の考え方の区分 |
|----|---|---|----------|
| 23 | 資料の優先利用事項の「1歳時点まで育休を取得しており復帰する場合」は、何の基準に反映されているのか。  | 本市では、現状の基準においても「1歳時点まで育休を取得しており復帰する場合」は、別表2の「産休明け又は育休明け」の項目で2点を付けているところです。また別表3においても同様に修正した加点項目にて反映しております。                    | B        |
| 24 | 祖父母が遠方の場合に加点もしくは、優先度をあげて欲しい。<br>現在、認可外保育施設に通っているが、祖父母がお迎えに来るケースを多く見る。認可に通う知人からも同様であり、このためお迎えも早い人が多いと聞いた。<br>現行基準では、同居の親族等の状況で近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合に-1点されているが、ほとんどの家庭があてはまらず、祖父母が遠方に住む家庭と区別されていない。祖父母に頼ることができない家庭に対しても考慮して欲しい。<br>(同様計 6件)   | 近隣に住む親族の保育の協力については、保育への協力の程度には個人差があること、また、遠方(市外)に親族等が居住しているかどうかについては、申請者の申告に頼らざるを得ないなど、入所選考に公平に反映することが困難であるため、対象としないこととしています。 | D        |
| 25 | 地域型保育事業への移行にあたり、地域型保育事業の卒園児について連携施設が用意されたり用意されない場合調整指数に7点が加算される優遇がある。現在通所している認定保育園を選んだ際にはそのような有利不利が生ずるとは知り得ず入所しており、地域型保育事業に選ばれるか否かによって有利不利が生じることは納得いかない。<br>よって新制度開始前から認定保育園に入園している児童は、その認定保育園が地域型事業に選ばれるか否かにかかわらず、平等に扱われるよう配慮すべき。<br>例えば別表2での「連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児(7点)」や「地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合(2点)」の加点は新制度開始後に地域型保育事業に入所した児童のみ適用することとすべき。 | 地域型保育事業について、新制度開始後の5年間における可能な限り早い段階で、連携施設を設定することを前提に事業の実施を予定しております。<br>川崎認定保育園から他の制度へ移行する施設に通園する児童の対応については、今後検討してまいります。       | D        |



|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
| 26 | <p>別表2就労実績の改善<br/>現状に合っておらず、5年、10年、15年、20年で加点を設ける必要がある。<br/>現時点での基準では高齢で第一子にはとても不利である。最終的に年収等で合否が決まるとなれば、職種にもよるが、一般的には正社員で年齢が上がるほど難しいため、再検討を希望する。<br/>(同様計 2件)</p>   | <p>個人の就労について就労の形態や期間が多様化する中で、就労期間が一定期間を超える長期の就労の方のみを優先とする取扱いは、保育の必要性の認定においては困難です。児童が保育を必要とする程度は、保護者が長期の就労を行っている場合や、保護者が若年の場合、保護者が転職、起業等をした場合についても、一定期間以上の実績がある場合には同等であると考えます。</p>   | D |
| 27 | <p>連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児について、同一ランク内で並んだ場合の調整指数として加点7が設定されているが、保育園の入所困難の状況を鑑みると、同一ランクで並んだ場合の加点をするだけでは不足と思われる。<br/>既に地域型保育事業を利用している場合には時短を適用している人も多くいることが予想される中、同一ランク内で並んだ場合の加点をいくらしても、Aランクにはかなわないことになる。新規に働き始める人が1日7時間以上の予定を提出することによりAランクとなり、既に時短にて働いており、地域型保育事業に預けている人はBランクとなり、Aランクのみが保育園に入れた場合には、結果的に地域型保育事業の卒園児は放り出される結果となる。<br/>既に時短にて継続的に順調に働いている状況を壊す状況になるため、好ましくない。対策としては、このような卒園児については、5時間以上または6時間以上の就業をしている場合にはAランクとして扱うべきである。2歳までの待機児童を減らしたいのは分かるが、その後のケアもちゃんとすべき。</p> | <p>地域型保育事業について、新制度開始後の5年間における可能な限り早い段階で、連携施設を設定することを前提に事業の実施を予定しております。<br/>ただし、連携施設の設定が困難な施設については、卒園児が一般の入所申込児童と同様に3歳時点で利用調整にかかることから保育の継続性や安定性を鑑み、別表2にて加点を設定しています。新規入所申込者と継続入所申込者の利用調整において、両者が一律に保育を必要としている状況においては、保育の必要性について公平に判断すべきと考え、継続入所申込者に対しての加点は別表2における判断としています。<br/>育児短時間勤務については、一時的なものである場合(5歳児までにフルタイムに戻る予定など)には時短勤務終了後の時間を就業時間として判断しています。時短勤務が卒園まで続く場合には短縮している就業時間を基準に保育の必要性と利用調整におけるランクを判断することになります。これは新規入所申込者と継続入所申込者についても変わらない扱いとなります。</p> | D |
| 28 | <p>別表2 項目「連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児」<br/>おなかま保育室の場合、3歳未満児を対象としているため、本項目と同様の扱いを希望する。「地域型保育事業を卒園した」とみなして加点(+7)できるようにすべき。</p>  | <p>おなかま保育室については、本市が低年齢児の待機児童対策として実施している認可外保育事業です。<br/>おなかま保育室は、子ども・子育て支援新制度下では、条例等の基準を満たし、事業者との協議が整った場合、段階的に小規模保育に制度移行する予定です。<br/>移行の結果として、利用されている児童は本項目の対象となります。また、制度移行後に連携施設を設定した場合には、連携施設への入所が可能となり、本項目を利用しなくてもよくなります。</p>   | D |

<利用調整基準 別表3に関すること>

|    | 意見内容  | 意見に対する市の考え方   | 市の考え方の区分 |
|----|---|---|----------|
| 29 | <p>別表3の「育児休業を取得しており、入所希望日までに児童の年齢が1歳6ヶ月以上となる場合」の項目に関して、以下の理由から上記項目を「児童の年齢1歳以上」に変更するか、変更できない場合は削除すべきと考える。</p> <p>理由1. 国の優先利用事項であるが、優先利用の対象から外れているため。保育所が不足している現状では、法律で定められた1年の育児を取得すると保育所の入所が困難であるため、育児を延長せざるを得ない。育児取得促進の観点及び今回の変更で国の優先利用の事項となったことを考慮するならば、育児休業給付金の給付の有無に関わらず「児童の年齢1歳以上」について優先利用の対象とすべき。もし、育児休業給付金の給付が終了した世帯を優先する特段の事情があるのであれば、「児童の年齢1歳以上」を1点、「児童の年齢1歳6ヶ月以上」を2点とするなどの措置をとるべき。</p> <p>理由2. 生まれ月による入所しやすさにくさの差を助長するため。4月の定期入所で大半の定員が埋まる状況であるため、上記項目は4月時点で1歳6ヶ月以上か未満かで大きな差が生じる。すなわち、4月で1歳6ヶ月以上となる児童は入所しやすくなるが、1歳6ヶ月未満の児童は年度途中で1歳6ヶ月以上となっても空きが生じにくいために入所が困難な状況が継続し、また、2歳以降はクラスが持ち上がるために2歳以降の4月の入所も同様に困難であることが予測される。このように、上記項目は運用上4月時点で1歳6ヶ月以上となる児童の世帯のみの育児取得を促進する不公平な項目である。<br/>(同様計36件)</p> | <p>新たに国の優先利用項目となった「1歳時点まで育児を取得しており、復帰する場合」について、本市では従来から別表2「産休明け又は育休明け」の項目において指数2を付与するという対応をしています。</p> <p>本項目は、「1歳6か月」が育児休業給付金の最大延長期間であるとの考えから設定したのですが、多数の御意見をいただいたように育児休業は1歳までの取得が一般的であることから、国が示す育児休業給付金の通常期間である「1歳以上」と修正いたします。</p> | A        |
| 30 | <p>同ランク同指数になった場合の調整項目に既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいで同時申請する場合とありますがどちらにも該当する場合には、項目を分割して2点の扱いとしてもらいたい。</p>   | <p>保護者の通園に係る負担を考慮し、国の優先利用事項の定義に沿って、従来から実施している既にきょうだいが在園している場合と同様に、多胎子等同時利用希望の場合も項目点を付けられるよう変更をしますが、きょうだいが3人以上同時に保育所等の利用を希望する世帯の送迎や行事参加等の保護者負担を軽減できるよう、本項目の重複適用が可能であることを明示するため、記述を追加いたします。</p>                                       | A        |
| 31 | <p>保育所の障害者への加点について</p> <p>現在、口蓋裂という先天的奇形をもつ子供を育てている。先天的奇形を伴う障害の場合(心臓や口唇裂、口蓋裂)、障害があっても乳児のうちには障害者手帳は発行されず、育成医療を受けるのが慣例である。</p> <p>通常、口蓋裂の場合、育成医療での手術の後、3~4歳まで経過を見た後障害者手帳の発行となる。娘の場合、嚥下や誤飲などの問題があり、給食設備のない認可外の保育園からは事実上入園が難しいと言われており、来年度保育所へ入れない場合は預けることが出来ない状況となる。</p> <p>もし、加点の条件として手帳が必要と言うことであれば、障害者手帳が取得できる年齢と保育園で一般的に預け入れが必要な年齢に解離がある状況である。</p> <p>育成医療を伴う障害児の母親は子供の手術があったり、認可外園から断られる事も多く、復職出来ないことが多々ある。</p> <p>今までの選考基準では加点がないため、保育所が決まらず退職を余儀なくされた方もいると聞く。今回の制度に於ける障害者加点については、育成医療でも加点の対象となるよう、配慮を願う。</p>   | <p>障害の加点につきましては、明確な判断基準となる障害手帳や療育手帳の確認によるほか、手帳が交付される相当の障害内容について確認できる医師の診断書や意見書をもとに加点します。</p> <p>可能な限り幅広い確認方法で加点が可能か否かを確認できるよう今後とも努めてまいります。</p>  | B        |

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
| 32 | <p>別表3「同ランク指数となった場合の調整項目表」について<br/>         点数制への変更にあたって、項目毎の点数が一律1点であることに対して、実情に適していない。<br/>         ・兄弟在籍での申請について、数か所の保育園への送り迎えの大変さ、行事等出席への負担を考慮すると、高い点数設定が必要と思われる。(例:横浜市等では、単身赴任世帯が「+2」に対して、兄弟在籍では「+4」、認可外保育への在籍「+5」と設定されている)</p>   | <p>今回の改正においては、現行の基準において別表3を相対的な評価としているものを項目の点数に関する絶対的評価としたところです。そのため、項目点に差は設けていません。<br/>         まずは項目点を一律としたうえで運用した結果を踏まえ、次回以降の改正の際に改めて検討させていただきます。</p>  | C |
| 33 | <p>認可外保育施設の入所期間の長さを過剰に考慮するのは公平性に欠けるのではないか<br/>         (理由)現在、認可保育所と同様、認可外保育施設も年度途中の入所は大変困難である。<br/>         認可外にも入所できず、1歳クラス4月入所時に1歳6か月にも達していない出生月の子への不利益となる。<br/>         ※0歳クラスの4月入所を希望しているにも関わらず、入所可能月齢に達していないため認可保育所への入所希望の提出もできず、認可外保育施設への入所もできないため、やむを得ず待機している児童への配慮が不足している。出生月による不公平・不利益が過剰に大きい基準といえる。</p>   | <p>本項目は、認可外保育施設等に預けている期間が単に長いことを評価するものではなく、入所不承諾となって認可外保育施設等を利用している事実や、会社等の都合により育児休業を取得できずに認可外保育施設等を利用して就労している事実に対して加点するものです。<br/>         ご指摘については、他項目との連携で不利となるものであり、そちらについては修正を予定しております。</p>   | D |
| 34 | <p>現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でも同様の状態が見込まれる場合<br/>         1歳児入所に関してこのような差を設けるのは断固反対。現在ほとんどの企業が育児休業期間を「子が満1歳となる前日まで」と定めている。それは満1歳になるまでは親元で育つ必要があるからである。しかし、この項目は生後可能な限り早く保育園に預けた方が優位とも取れ、預け急ぐ親が続出しそうに感じる。また、4月1日入所の場合の申請書類の提出は11月頃であり、11月までに実績がないと加点されない(例えば、書類提出後の1月から認可外保育施設に預ける場合は加点されない)のは不平等である。この項目を設けるのであれば、「現に認可外保育施設等に児童を預けている、もしくは4月1日までに預ける予定があり、入所希望日時点でも同様の状態が見込まれる場合」とするべきである。<br/>         (同様計 2件)</p> | <p>本項目は認可外保育施設に預けて復職せざるを得ない方について、より保育の必要性が高いと判断することから加点する項目です。ポイントを稼ぐことによる不公平感の是正の問題もございますが、本来の制定趣旨を優先することがより必要であることから、既に認可外保育施設に預けて復職している方について加点が必要と考えております。<br/>         また本市では、入所選考基準におけるランクや調整指数は、申請〆切日時点までの状態で判断することとしています。現に保育に欠けている事実をもとにご申請いただき、保育の必要性を判断することとしております。</p> | D |
| 35 | <p>項目:認可外保育施設等の利用状況 細目:「認可外保育施設等に預けている場合」について<br/>         [要望]認可外施設等の中でも川崎/川崎市認定保育園と無認可保育園で指数を細分化してほしい。また、市外の認可外保育施設に預けている家庭に対しても指数を設けてほしい。<br/>         [理由]市から運営費の援護を受けている認定保育園に預けることが出来ている家庭と助成を受けられていない無認可保育園に預けている家庭との差別化を求める。</p>   | <p>本項目は認可外保育施設等に預けて復職せざるを得ない方について、より保育の必要性が高いと判断することから加点する項目です。<br/>         認可外保育施設等の種別の違い等によって、児童が保育を必要とする程度に差はないと考えますので、指数の細分化は致しかねますのでご理解ください。<br/>         また、本項目には市外の認可外保育施設等も対象となります。</p>  | D |

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 36 | <p>認可外保育施設へ預けている期間も適切に評価して欲しい</p> <p>認可外保育施設に預けている期間が入所時点で1年以上となった場合に1点加点されるのみで、1年に満たない場合には、加点を目的に申請直前に駆け込みで認可外へ預けた場合と、入所審査の取り扱い上同じとなることに納得がいかない。</p> <p>また、1年以上の項目は「入所希望日時点でその期間が1年以上になる世帯(育児休業期間は除く)」となっており、来年4月1日から入所希望の場合、この加点が適用されるためには本年4月1日時点で職場復帰している必要がある。しかし、多くの保育園においては「慣らし保育」の期間があり、1週間から2週間程度の間はフルタイムでの保育ができないため、復帰の時期を調整し、4月半ばに職場復帰する世帯が多い。このような場合4月半ばまで育児休業期間となるため「入所希望日時点で1年以上」の期間とはなりえず、入所不承諾をもって4月当初から認可外保育施設に預けているにもかかわらず、申請直前に預けた場合と取り扱いが変わらず、優先順位に差がつかない。</p> <p>また、仕事の関係で年度途中で復帰をしなければならなくても、認可外が不足しているため、駅から遠い、給食がなく弁当持参等の保護者の負担が多く、園庭がない、狭隘な認可外にやむなく子どもを通わせている世帯の負担が軽視されているのではないか。</p> <p>そのため、別表3の同ランク同指数となった場合の調整項目について、認可外保育施設にあずけている期間を評価できるように、1月単位で加点(0.2点)とするなどを検討すべき。</p> | <p>本市では、入所希望月の末日までに育児休業を切り上げていただくこととなっているため、預け初めの1か月については、慣らし保育等への考慮も踏まえ、本項目の算定期間とする記述を追記します。</p> <p>認可外保育施設に預けている期間の月単位での差をもって、児童が保育を必要とする程度に大きな差があるとは考えずらいこと、また、生まれ月による不公平感の解消のため調整項目を細分化することは考えていないところでございます。</p>      | D |
| 37 | <p>兄弟枠のポイントを、同一園のみならず他の園にも適用してほしい。現状、兄弟同一の保育園にいれることも困難のため、せめて認可保育園に入所できるよう適用してほしい。(同様計 6件)</p>  | <p>今回の改正案では、複数園への通園等に係る保護者の負担を考慮し、国の優先利用事項の定義に沿って、従来から実施している既にきょうだいが入園している場合と同様に、多胎子等同時利用希望の場合も項目点を付けられるよう変更しました。</p> <p>きょうだいであることのみで、他園へも適用し、きょうだいの下のお子さんを認可保育所に入所しやすくすることは、第一子目のお子さんとの入所の公平性のバランスを欠くこととなると考えております。</p> | D |
| 38 | <p>兄弟姉妹枠の考慮はあってもいいが、ポイントにしてほしくない。兄妹枠でほとんど埋まってしまう場合があり、入園申込み先から外したいと思っても情報がなくて困る。</p>  | <p>今回の改正案では、複数園への通園等に係る保護者の負担を考慮し、国の優先利用事項の定義に沿って、従来から実施している既にきょうだいが入園している場合と同様に、多胎子等同時利用希望の場合も項目点を付けられるよう変更しました。</p>   | D |
| 39 | <p>多胎児の同時申込の場合に、優先度が高くなるのは不平等である</p> <p>区役所で確認したところ「多胎児はお世話が大変なので優先度をあげる」という説明を受けた。お世話が大変というのは、世話する人の主観的な感覚でしかなく、それを理由に優先度を高くするのは不平等である。</p> <p>「お世話が大変」という理由で優先度をあげるのであれば、例えば…高齢出産の人は若くて産んだ人より体力的にお世話が大変だから優先的に保育園に入れるべきという理屈も通ることになるから、あらゆるケースのお世話の大変さを決めて、指数に反映するようにすれば平等で納得できる。(同様計 3件)</p>   | <p>多胎児やきょうだいの優先利用におきましては、その2子が違う保育所に入所した場合の負担の増大、また多産促進の一面もあることから国の示す基準において優先利用の対象となっております。</p> <p>ただし本市では、第一子の保育所利用の必要性を鑑みると、必ずしもきょうだい世帯の利用が優先ではなく、第一子の入所申込世帯の保育の必要性とのバランスの観点から別表3において同一ランク・指数で並んだ場合の加点としております。</p>      | D |

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 40 | <p>第一子卒園後も第二子のきょうだい入園を優先するよう希望する。</p> <p>一方で、第一子は来年3月に保育園を卒業するため、きょうだいと同じ保育園に入所させることができる「兄弟枠の優遇ポイント」が失われることを残念に思っている。</p> <p>この点について、例えば、第一子が卒園した後でも、その家庭のきょうだいとその保育園に通った実績があれば、「兄弟枠」を設け優先的に第二子以降も入園させることができると、その地域にも家庭にも、子育てのシナジー効果を生む。</p> <p>第一子も、自分の通った保育園に顔をだすこと、旧友の集まりとするイベント(夏祭りなど)に参加すること、今でも強く希望する様子も見受けられ、上記の思いを強く募らせている。</p> | <p>今回の改正案では、複数園への通園等に係る保護者の負担を考慮し、国の優先利用事項の定義に沿って、従来から実施している既にきょうだいが在園している場合と同様に、多胎子等同時利用希望の場合も項目点を付けられるよう変更しました。</p> <p>きょうだいであることのみで、下のお子さんを特定の保育所に入所しやすくすることは、第一子目のお子さんとの入所の公平性のバランスを欠くこととなると考えております。</p>  | D |
| 41 | <p>同一ランクの際の調整項目について。</p> <p>対象となる子について、過去入所不承諾となった者については年度でリセットせず加点をつける事(新設)を強く希望する。</p> <p>理由)1歳6ヶ月以上の場合には加点扱いとあるが、例えば、1歳時点で0歳児枠の入所不承諾となった為やむなく育休延長し年度途中での入所が叶わず仕方なく1歳児枠で申込む者で対象の子が1歳を越え1歳6ヶ月未満の者と、もともと子の3歳誕生日まで育休取得可能で、申請者の希望により1歳児枠での入所を希望する者の場合、前者に加点が付かず、後者に加点が付くのはおおいに不公平である為。</p> <p>(同様計 2件)</p>                                | <p>保育所は、保護者が就労や疾病等により保育できない場合に、保護者に代わって児童をお預かりする施設です。</p> <p>その入所については、お申込みいただいた時点での世帯の状況等により保育を必要とする度合いを確認させていただき、より保育を必要としている方から入所の内定を出しています。入所不承諾となった実績については、保育を必要とする度合いを判断する項目とすることは難しいと考えます。</p>   | D |
| 42 | <p>祖父母の病気等によるポイント付与</p> <p>祖父母が、病気等がある場合、通院、入院等で、子供の保育困難どころか、さらに、介護等で大変のため、ポイントを追加して欲しい。</p>  | <p>本市では、同居の親族その他の人が児童を保育できる場合、その優先度を調整(下げる)しています。しかし、同居の親族等の状況によって項目として加点することは考えていないところでございます。</p>  | D |
| 43 | <p>別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」</p> <p>「現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でも同様の状態が見込まれる場合(育児休業期間は除く)(注3)」について</p> <p>これは4月時点で0歳児クラスに入所するケースを想定したものか?この場合も、(注4)の生まれ月の違いによる配慮はないのか?</p> <p>4~6月生まれの子は認可の入所申込前に認可外に入所することができるが、それ以降の子はそれができない(生後まもなく受け入れるほとんど施設がない)。ここで1点差がついてしまい、認可外に預けてポイントを稼ぎたくても稼ぐことができず、入所に不利になるので、その点を考慮して欲しい。</p>              | <p>注4については、認可外保育施設に預けている期間を1年とみなすことにより、生まれ月の不公平を少しでも解消しようとして導入を予定しています。</p> <p>しかし、本項目については、認可外保育施設に預けられる月齢に達していないことへの配慮が必要となるため、各施設が定める受入月齢の差や予約の受付方法等によってもさらなる不公平が生じる恐れもあります。</p> <p>本項目は認可外保育施設に預けて復職せざるを得ない方について、より認可保育所を御利用しやすくするために用意した項目です。ポイントを稼ぐことへの不公平感の是正の問題もござりますが、本来の制定趣旨を優先することがより必要であることから、対応が困難と考えます。</p> | D |
| 44 | <p>別表3認可外保育施設等に預けている期間の件</p> <p>認可外保育施設に預けている期間の加点について、2年未満については、育児休職期間が短いほど有利としてほしい。</p> <p>理由は育児休職期間が短いほど会社に戻る必要性があると判断できる。どれだけ保活を頑張っていたか評価できる。</p> <p>(同様計 2件)</p>   | <p>本項目は認可外保育施設に預けて復職せざるを得ない方について、より保育の必要性が高いと判断することから加点する項目です。ポイントを稼ぐことへの不公平感の是正の問題もありますが、本来の制定趣旨を優先することがより必要であることから、既に認可外保育施設に預けて復職している方について加点が必要と考えております。</p>   | D |



<利用調整基準 その他 に関すること>

|    | 意見内容  | 意見に対する市の考え方   | 市の考え方の区分 |
|----|---|---|----------|
| 45 | 別表3で同点となった場合など、所得の高い、低いで順序を付けるのであれば、申請時点で給与明細や源泉徴収票の添付を義務づけるなど、虚偽申請を抑制する手段を講ずるべきではないか。  | 今回の基準案では、同一のランク・指数・項目点数で並んだ場合、最後に所得状況が低い世帯を優先して選考することとしています。これは、保育所が児童福祉施設であるとともに、認可外保育施設の利用等、保育の代替手段がより困難な場合に考慮するという社会的な理由からです。<br>本市としましては、虚偽申請等を抑制する手段についても引き続き検討し、入所選考における公平性の確保に努めてまいります。  | B        |
| 46 | 「別表3においても同点となった場合の取り扱い」として所得状況の低い世帯を入所とする」との取り扱いについては反対だ。どうしても高齢出産した場合は所得の傾向として入りにくくなる。待機時期が長ければ長いほど認可保育所に入れない。現在、保育料は認可外の方が高いわけではない。ならば所得が高い人の子供を認可保育所に入りにくくする調整項目に何の意味があるのか。所得の高低を入所基準に設けることには、国の政策とも関連が無く、納得できない。<br>(同様計10件)  | 今回の基準案では、同一のランク・指数・項目点数で並んだ場合、最後に所得状況が低い世帯を優先して選考することとしています。選考基準は、児童の保育の必要性により優先順位を付けるものであり、保護者の所得の高低により、保育の必要性に差を付けることは困難であることからです。<br>最後に所得状況としたのは、保育所が児童福祉施設であるとともに、認可外保育施設の利用等、保育の代替手段がより困難な場合に考慮するという社会的な理由からです。<br>本市としましては、引き続き保育所等の整備や川崎認定保育園の認定等による多様な保育の受入枠の拡充等に取り組み、保育を必要とする方への保育の提供に一層努めてまいります。   | D        |
| 47 | 最終的に「所得が低い家庭が優先」だが、世帯の所得ではなく、主たる働き手の収入だけで考えてほしい。夫の収入=<妻の収入のケースもある。保育園に入れず、妻が育休延長する場合、世帯にとっては大きな収入減となる。夫婦のうち働きに出る方の収入だけで考えてほしい。  | 今回の基準案では、同一のランク・指数・項目点数で並んだ場合、最後に所得状況が低い世帯を優先して選考することとしています。保育所につきましては保育を必要とする保護者の要件が父母双方に係るものであり、またその世帯として保育の必要性を認定していくことから世帯の合計所得状況を確認するよう考えております。  | D        |
| 48 | 所得の多寡による入所選考はやめて欲しい<br>今回の基準改正により、従来のA6ランク(両親ともにフルタイム勤務、育児休業明け)かつ第一子(兄弟加算等なし)の場合の入所審査において、認可外保育施設にあずけているか否か、さらにその期間による調整項目の点数差がなくなったことにより、別表3においても同点となる場合＝所得状況による入所判断をするケースが増えてしまうのではないかと考える。<br>同額の所得があったとしても、会社から住宅手当として家賃補助がなされる場合と、相場よりも低い賃料で社宅が提供されている場合とでは、家計に対する保育料の負担の影響は違う。源泉徴収票や所得証明書等において、給与所得以外の経済的利益を捕捉することは困難であり、中所得・高所得世帯において単に所得のみをもって保育料が家計に与える影響を公平に評価することはほぼ不可能である。<br>保育の必要性の判定にあたっては一律に所得をもって判定するのではなく、中所得・高所得者世帯については通勤時間や時間外労働を含めた勤務時間、土日出勤の有無等、保育を必要としている程度について所得以外の要素を判断基準とすべき。<br>どんなに保育料を負担したとしても、安全で環境の良い園に子どもを預けたいと考える親も納得できるように、適切な選考基準を制定していただくよう、再考を希望する。 | 今回の基準案では、同一のランク・指数・項目点数で並んだ場合、最後に所得状況が低い世帯を優先して選考することとしています。選考基準は、児童の保育の必要性により優先順位を付けるものであり、保護者の所得の高低により、保育の必要性に差を付けることは困難であることからです。<br>最後に所得状況としたのは、保育所が児童福祉施設であるとともに、認可外保育施設の利用等、保育の代替手段がより困難な場合に考慮するという社会的な理由からです。<br>時間外労働や通勤時間は、客観的な比較ができないことから基準として採用しかねます。<br>本市としましては、引き続き保育所等の整備や川崎認定保育園の認定等による多様な保育の受入枠の拡充等に取り組み、保育を必要とする方への保育の提供に一層努めてまいります。 | D        |



|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 49 | 入所待機期間を考慮する(例:1年待ちの人より、2年待ちの人の方が優先的に入れる)ことには賛成。 | 入所待機期間の長さについては考慮の対象とはなりません。認可外保育施設に預けている期間については、長期間預けている方がより調整項目点が加えられる考え方となっております。 | D |
|----|---|---|---|

<その他に関すること>

|    | 意見内容  | 意見に対する市の考え方   | 市の考え方の区分 |
|----|---|---|----------|
| 50 | 公開の会議等基準の制定経過がわかるように議論すべき<br>本基準は、川崎市において現に児童を養育する家庭だけでなく、これから川崎市で子どもを産み育てようとするすべての者にとって重要で、関心のある基準である。<br>この基準を制定するにあたり、各基準がどのような趣旨目的で定められるものであるのか、この意見公募で寄せられた意見に対しどう川崎市が対応するのか、市民が納得できるよう、公開の会議をひらき議論するようお願いする。  | パブリックコメント手続は、市民の生活にとって重要な行政計画、条例、審査や処分等の基準(これらを政策等と言います。)を定める際に、政策等の案や関連資料をあらかじめ公表して、市民の意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定める制度です。<br>この手続は、政策等を定めるに当たって、その内容をより良いものとするために意見を募る制度ですので、各案件に対する意見を寄せてくださるようお願いいたします。<br>また、いただいた意見については、定めた政策等の公表にあわせて、その内容と意見に対する市の検討結果を公表します。 | B        |
| 51 | 現在保育所を利用している利用者に対し、現行の利用者が来年度からどのように変わるか等の説明が不足している。利用者からすれば、新制度となって以降も同じ保育所を利用できるのか等不安を抱いている。そういった不安を拭うためにも、早急な説明を求める。(同様 7件)  | 本市ではこれまで、国の子ども・子育て会議等での検討状況等を踏まえながら、設備・運営等の条例、利用調整基準、利用手続き等、諸制度の構築を行ってきたところですが、今後は検討した内容について市民向けの説明会や市ホームページ、リーフレット(現在配布中)、市政だより等を通じた広報活動により、新制度の周知を図ります。   | C        |
| 52 | 保育は、希望するすべての親と子供のために確保されることが理想だがそれは非常に難しいことも分かる。<br>新制度では幼児期の教育と保育を総合的に進めるとあるが、あまりに早急に事をはこびすぎるのではないか。これまで築いて来た幼児教育・保育の現場を混乱させていることは否めない。待機児童の削減や親サイドの利便性をまず優先してはいないか。<br>本来、子どもが最優先されるべき問題で、現場で実際に教育・保育に携わっている保育士・幼稚園教諭の方々の意見を重要視すべきと考える。机上の論理で物事を進めるのではなく、もっと時間と討論を重ねる必要があるのではないか。   | 平成27年度に開始する新制度への円滑な移行に向け、今後とも準備作業を進めるとともに、利用者・事業者の方々に対しても適切な説明・意見交換と情報の発信を行ってまいります。   | E        |
| 53 | 川崎市の未来を担う子ども達がより幸せになれる新制度を望む。<br>フルタイムの人がより優遇されて、子育てを優先しているパートタイマーや、育児休暇がとれない非正規職員、求職中の人は、そうでなくても子育て支援を受ける機会が少ないのに、より厳しい環境になると感じている。赤ちゃんをフルタイムで保育所に預けて働くのが当たり前!という風潮には、危惧を覚る。<br>子どもの育ちや心の成長を一緒に喜ぶかけがえのない時間を軽視する風潮は、子ども達の自己尊重感を更に減らし、将来の有能で生産的な人口を減らすこととなる。<br>そうさせないためにも、フルタイム以外の人も保育所を利用できるよう多様な保育事業を整備するとともに、妊娠出産産後や育児休業中の保護者達への自己尊重感を高める様々なサポートを充実させることを望む。 | 子ども・子育て支援新制度は、子どもと子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としていることから、消費税の増収分を効果的に活用して取組を進めてまいります。  | E        |

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
| 54 | 保育の質を下げないために、川崎市での現行の認可保育園の人員配置基準と同様の配置を条例に盛り込んでほしい。   | 現在の本市の認可保育所における職員配置基準は、児童福祉施設の設定及び運営の基準に関する条例において定められています。この項目は国基準に従うべき項目となっています。本市独自で上乗せしている部分につきましては、本市の独自事業として実施していますので、条例に盛り込むことは考えていないところでございます。   | E |
| 55 | 国は、待機児童問題解消を最優先と考え、小規模事業の認可について基準を緩めている。現場としても見学者の多くは0.1.2才児の受け入れ先が確保できず、不安を抱いている。その親の不安を一刻も早く解決しなければいけない。そのために市が国基準を高くして認められない保育園が多数出てくるのは今回の目的から外れてしまうのではないかと考える。<br>・耐震・保育士(有資格者)2分の1・提携による給食でもよい<br>この緩和された基準に従って、一園でも多くの小規模事業者を認定してもらいたい。 | 国において示されている基準につきましては、下回ることのできない「従うべき基準」と市町村の独自性を鑑み別途基準を定める「参酌すべき基準」がございます。耐震、有資格者の割合、給食提供いずれも遵守すべき基準であると考えています。   | E |
| 56 | 現況確認<br>近所の認可保育所を送迎している親を拝見すると、フルタイムで働いているようには見られない方が多い。ひとり親などの他の理由で点数が高い方もいるのかもしれませんが、厳正に確認してもらいたい。   | 保育の必要性の認定については、提出される書類を厳格かつ公正に確認するよう努めてまいります。また保育の必要性についての現況確認についても、定期的な確認を実施していく予定です。  | E |
| 57 | 選考結果の詳細連絡<br>例えば100人入園希望者がいて6名しか入園できなくて落選した場合、100人中何番目に位置していたのか、入園した6名の最低のランク・指数等、納得できる説明が欲しい。   | 選考結果の開示については、他の世帯の詳細なランク指数、該当項目数等は個人情報に該当する場合もあり、すべての情報開示は不可となります。選考会議における御本人様の該当ランク指数等についてはもちろん開示可能となりますが、他世帯の内容については開示が難しいと考えております。<br>また、本市の認可保育所入所選考では基準に従い入所者を決定いたしますが、児童すべてに順位をつけてから選考しているわけではないため、不承諾となった児童にすべて順位をつけておらず、公表等は予定していません。                                     | E |
| 58 | 希望する保育園に入園されている人が実際にどんなランク・指標で入れたのかを公開して欲しい。<br>市のHPに載っている選考結果が人数だけであることが不満である。  | 園名や年齢ごとに内定したランク・指数を公開することは、内定人数が少ない場合には、特定の世帯の家庭状況を公開することに繋がることもあり、公開することはできないと考えております。   | E |
| 59 | 川崎駅前地区を中心に企業が多数市内にあるが、それは同一地区にその関連企業に勤務する世帯が多数いることを示している。企業内保育園を開所するように、行政からもっと積極的に働きかけて欲しい。そうすることで入所保育園の分散化ができるようになる。   | 国においても、本市においても、事業所内保育の補助制度を有しており、各企業には働きかけているところです。<br>子ども・子育て支援新制度においても、事業所内保育が地域型保育給付の対象となったことから、より一層の働きかけをしてまいります。   | E |
| 60 | 説明会も開催されていたが、平日夜19時からという時間帯は無理がある。<br>仕事が終わりに急いで保育園に子供をお迎えに行き、これから夕食の時間という家庭が多い。次の日も仕事があり、子供には元気に保育園に行ってもらいたい。<br>土曜や日曜の昼間でも説明会はできなかったのか？  | 本市では、ご意見をいただく前には市主催の説明会を開催しておりません。<br>これまでは、国の子ども・子育て会議等での検討状況を踏まえながら、制設備・運営等の条例、利用調整基準、利用手続き等、制度の構築を行ってきたところですが、今後は検討した内容について市民向けの説明会や市ホームページ、リーフレット(現在配布中)、市政だより等を通じた広報活動により、新制度の周知を図ります。<br>また今後9月から10月にかけて、本市主催の説明会を予定しております。その際には、事前受付ですが土日の設定もございますので、ご都合の良い日時・会場にお申込みください。 | E |

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
| 61 | 生まれ月の不公平感を解消するために、入所時期に柔軟性をもたせてほしい。  | 生まれ月の不公平を解消する為、入所時期を段階的に設定する場合等については、施設に置ける受入れ枠の保留等につながる場合があります。<br>本市においては、生まれ月による不公平感の是正を課題としながらも、保育を必要とする保護者に対し、受入児童の拡大や待機児童の解消に努めていかなければならないと考えており、現状では入所時期を段階的に設定する対応等は困難です。   | E |
| 62 | 幸区の川崎認定保育園に空きが1名あったにも関わらず、双子ということで1名の入園すらできなかった。<br>双子で不利になるのであれば、認可保育所の選考の際は有利にならないと納得がいかない。  | 多胎児やきょうだいによる申請につきましては、別表3の項目点において加点項目としております。第一子の保育所利用の必要性を鑑みると、必ずしもきょうだい世帯の利用が優先ではなく、第一子の入所申込世帯の保育の必要性とのバランスの観点から別表3において同一ランク・指数で並んだ場合の加点としております。  | E |
| 63 | 無認可保育園入所者に補助金を付与してほしい<br>川崎市は、待機児童が多く、認可保育園の入所自体が困難のため、無認可保育園入所者との差を少しでもなくすため、東京都のように、無認可保育園入所者に補助金を出してほしい。  | 本市では、認可保育所以外のいわゆる認可外保育施設について、運営費等の助成を行うためには、保育の質の向上を図るため、その保育施設が一定以上の基準を満たす必要があると考えています。認可外保育施設の中から、本市が独自に定めた基準を満たしている施設については、「川崎認定保育園」として認定し、施設の運営費や、保護者の所得に応じて負担を軽減するための補助金を行っています。<br>しかしながら、川崎認定保育園の認定を受けていないその他の認可外保育施設については、上記の理由から運営費等を助成することは難しいと考えております。 | E |
| 64 | 子供が多数いる場合、認可に優先して入れる、または認可のような料金体系を認可外にも適応し、金銭的に負担を少なくする、などの配慮をしてほしい。<br>これらを明記すれば、子どもを産む人も増えるのではないか。  | 多胎児やきょうだいによる申請につきましては、別表3の項目点において加点項目としております。第一子の保育所利用の必要性を鑑みると、必ずしもきょうだい世帯の利用が優先ではなく、第一子の入所申込世帯の保育の必要性とのバランスの観点から別表3において同一ランク・指数で並んだ場合の加点としております。<br>認可外保育施設については、施設設置者が独自に実施した施設であり、保育料も施設が定めています。そのため、本市が保育料を設定することは困難であると考えます。                                | E |
| 65 | 認可保育園が絶対的に足りない。女性が働く上で保育園の増設は不可欠です。<br>子どもの発達保障のためにも園庭やプール等十分な施設を整えた保育園が圧倒的に必要です。<br>保育園を必要として申し込んでいる人を細かい基準を設け落としても何の解決にもならない。子どもたちと親を苦しめているだけ。市民の税金をもっと日々の市民の暮らしに役立つように有効に使うのが市長をはじめとする行政の役目ではないか？<br>(同様計 4件) | 本市としては、引き続き保育所等の整備による受入れ枠の拡充等に取り組み、保育を必要とする方への保育の提供に一層努めてまいります。<br>すべての方の入所について難しい場合について、お申込みいただいた時点での世帯の状況等により保育を必要とする度合いを確認させていただき、より保育を必要としている方から入所するように基準を置いております。  | E |
| 66 | 現状の保育料を値上げしないように。<br>(同様計 2件)  | 利用料(保育料)は、各世帯の所得状況に応じた負担を基本に、国が定める8階層の利用者負担限度額を上限として、市が設定します。<br>施設によっては、あらかじめ、その用途や額、徴収理由等を明示の上、経費(教材費等)を市が定める保育料に加えて徴収する場合があります。<br>川崎市における具体的な利用料(保育料)については、今後検討し、お知らせします。   | E |

|    |   |  |   |
|----|---|--|---|
| 67 | <p>現行通り、給食費の実費負担をしないようにしてほしい。上乗せ徴収もせず、運営に必要な経費は予算化してほしい。</p>  | <p>給食費については現在、0～2歳児は全て保育料に含んでおり、3歳以上児は主食を除いた部分を保育料に含んでいます。<br/>新制度においても現行制度と同等の扱いとなる予定です。</p>  | E |
| 68 | <p>保育料を決めるに際し、少子化対策の一環として、「同時期」保育園に入所する第2子、第3子のみの保育料を軽減するだけでなく、例えば、過去に保育園に預けていた実績等で、「同時期」ではない場合でも軽減するようにしてもらいたい。</p>  | <p>利用料(保育料)は、各世帯の所得状況に応じた負担を基本に、国が定める8階層の利用者負担限度額を上限として、市が設定します。<br/>多子軽減についても、国が子育て世帯の同一時期における家計負担を考慮し、設定している制度です。同時期以外において、負担軽減を図るためには、国の制度はないため、本市単独での費用負担となります。<br/>本市単独での制度を構築するのであれば、財政的な負担が大きいことや、お子さんがひとりしかいない世帯と多くのお子さんを有する世帯の間での公平性の確保も考慮しなければならないため現状では困難です。</p>  | E |
| 69 | <p>駅前の保育園と郊外の保育園の保育料が同じなのは矛盾がある。立地条件が良いほど賃料など運営コストがかかるは明らかなのだから、駅からの距離などによる地域加算を加味した保育料で運営すべきである。そうすることで、希望保育者の分散化や公的資金の援助も減らすことが出来ると思う。</p>  | <p>利用者負担の額は国が定める金額を上限として、市町村が定めます。<br/>各認定区分の利用者負担額は、応能負担を原則として設定します。<br/>認可保育所等については、個別の料金設定をすることは、児童福祉施設として個別の料金設定が馴染まないことや、園の差別化につながるから実施できないと考えております。</p>  | E |
| 70 | <p>幼稚園の延長保育を18時までにして欲しい。<br/>幼稚園の延長保育を18時までにより幼稚園を希望する方が増え、保育園の1～3歳児枠が増員出来ると思います。また、問題となっている幼稚園児と保育園児の格差是正にもつながる。</p>   | <p>幼稚園におきましては、保護者の要請に応じて、通常の教育時間の前後において預かり保育を実施しています。<br/>実施時間や実施日については、各幼稚園で異なりますが、川崎市内86園の私立幼稚園のうち72園において実施しています。<br/>川崎市におきましても、幼稚園における預かり保育の充実が保育所待機児童の減少につながると考え、保育所並みに開所している幼稚園に対しての助成を充実しているところでございまして、今後とも幼稚園における預かり保育事業の充実を図ってまいりたいと考えています。</p>   | E |
| 71 | <p>2歳の娘がおり、在宅で保育している。結局のところ、選考基準を変えたところで児童の数と保育園の数がかわらなければ、何の解決にもならない。私は求職の身で、認可はもちろん川崎認定保育園にも入所できなかった。妊娠するまで働いていた所の妊婦に対する風当たりは耐えられない。<br/>共働きで職場復帰した方々が保育を必要としているのはよくわかる。しかし、預け先が決まっていないから雇ってくれない。仕事が決まっていないから保育園入れない。求職中と言っても実質求職すらできていない。頼れる人もおらず身動きがとれない。川崎での子育ては諦めようかと考えてしまう。お金のある人だけが、もっと金持ちに。お金のない人はもっと貧乏に。もう少し育休取得者だけでなく職場復帰を希望する者の味方になって欲しい。</p> | <p>求職活動と実際に今現在就労している方とを比較して、どちらがより保育を必要とするのかという視点で考えると、やはり求職活動が相対的に下がってしまうのが現状です。<br/>本市では、認可保育所だけではなく一時保育や、家庭保育福祉員などの多様な保育サービスを用意しています。<br/>その中から、求職活動の状況に合った保育サービスをご利用いただきながら再就職先を見つけていただき、その上で認可保育所のお申し込みも改めていただくなど、長期的な視点で仕事と育児の両立を図っていただくことも提案しているところです。<br/>また本市としましては、引き続き保育所等の整備による受入枠の拡充等に取り組み、保育を必要とする方への保育の提供に一層努めてまいります。</p> | E |



## 1 概要

■子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、以下の認定区分に従い、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。

＜認定区分＞

- ・1号認定：教育標準時間認定（保育の必要性の認定を受けない者）
- ・2号認定：満3歳以上・保育認定
- ・3号認定：満3歳未満・保育認定

■国は、保育の必要性の認定に当たっては、以下の3点について内閣府令等に基づき認定基準を策定することとしている。

- ・「事由」：保護者の労働又は疾病その他の事由（国の子ども・子育て支援法施行規則による）
- ・「区分」：標準時間認定又は短時間認定の区分（国の改正子ども・子育て支援法施行規則による予定）
- ・「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等（国の通知により発出予定）

※子ども・子育て支援法施行規則は、今後、内容が確定した部分から順次、改正がされていく予定である。

■本市においても、以下の3点について内閣府令等に基づき基準を設けるものとする。

- ・「事由」のうち就労の場合の下限時間と、「区分」のうち求職中・育休中の保育必要量区分を「(仮称)子ども・子育て支援法施行規則」等にて定める。それに併せ、現行の「保育に欠ける」事由を定めている「川崎市保育の実施基準条例」は廃止とする。
- ・「優先利用」については、利用調整基準上配慮するものとし、国の子ども・子育て会議での議論を踏まえ、市町村において検討・運用するとされていることから、現状どおり市の要綱にて定める。

＜参考／保育所等の利用の流れ＞

| 現行制度における保育所入所までの流れ  | 新制度における保育を必要とする場合の利用手順       |
|---------------------|------------------------------|
| 10～11月 入所申込み        | 10～11月 保育の必要性認定の申請・利用希望施設の申込 |
| 12月 審査・調査           | 11～12月 保育の必要性認定・認定証の交付       |
| 1月 入所選考会議           | 12～1月 利用調整                   |
| 2月 入所承諾(内定)・不承諾(保留) | 2月 利用可能な施設のあっせん・要請など         |
| 4月 入所・入所待機          | 4月 利用契約・保育の利用                |

## 2 保育の必要性の認定基準について

### (1) 事由について

| 現行の「保育に欠ける」事由   | 新制度の「保育の必要性」の事由   |
|---|---|
| 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合 | 以下のいずれかの事由に該当すること<br>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能  |
| ①昼間労働することを常態としていること（就労）                               | ①就労<br>・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間就労は除く)<br>・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む   |
| ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）                            | ②妊娠、出産  |
| ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）      | ③保護者の疾病、障害  |
| ④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）                            | ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護  |
| ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）                    | ⑤災害復旧   |
| ⑥前各号に類する状態にあること（その他）                                  | ⑥求職活動(起業準備を含む)<br>⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)<br>⑧虐待やDVのおそれがあること<br>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること<br>⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合 |

■就労事由については、その下限時間の設定について、次のとおり市町村において定めることとされている。  
⇒保育の必要性の認定に係る就労とは、1月48時間から64時間までの範囲内で、市町村が定める時間の就労とする(ただし10年間の経過措置があり)。

＜本市の対応案＞

本市における待機児童の実態や現状の就労の下限時間(月16日以上かつ1日4時間以上)の設定を踏まえ、10年の経過措置期間を活用し、64時間以上(月16日以上かつ1日4時間以上)の就労を下限として、「(仮称)子ども・子育て支援法施行規則」にて定める。

### (2) 区分(保育必要量)について

■新制度では、両親フルタイム就労等を想定した「保育標準時間認定(11時間相当)」と、両親の両方はいずれかがパートタイム就労等を想定した「保育短時間認定(8時間相当)」の2区分を設定する。その上で、「保育標準時間認定」の保育必要量の下限は月200時間\*(就労時間の下限は1週当たり30時間)とされている。 \*月200時間=1日8時間×週6日×4.3週

■そして、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については上記区分により認定を行い、「妊娠・出産」「疾病・障害」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」については「保育標準時間認定」とし、「求職中」「育休中」については運用上、上記区分に分けないことができるものとされている。

＜本市の対応案＞ 基本的に国の定めた区分の考え方に従うものとするが、「求職中」「育休中」については、その保育の必要性の実態を踏まえ、「(仮称)子ども・子育て支援法施行規則」等において区分を設けず「保育短時間認定」とするものとする。

## 3 保育の利用調整基準について

### (1) 優先利用について

■優先利用の仕組み  
待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点から、調整基準上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。

■優先利用の事項  
優先利用の対象として考えられる事項は、例示すると以下のとおり(詳細は、市町村において検討・運用)

- ひとり親家庭
  - 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
  - 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
  - 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
  - 子どもが障害を有する場合
  - 育児休業明け
    - ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合
    - ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合
    - ・1歳時点まで育休を取得しており、復帰する場合
  - 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
  - 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童(※連携施設に関する経過措置として)
  - その他市町村が定める事由
- この他、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況(所得等)を考慮することも考えられる。

＜本市の対応案＞

優先利用の仕組みについては、調整基準上の優先度を高めることにより行うとされたことから、本市における現行の保育所入所選考基準(要綱)上の取扱いを前提としながら、新たな優先利用の事項等も踏まえ、利用調整基準として市の要綱に定めることとする(詳細は次頁のとおり)。

#### 4 保育の利用調整の基準（類幾所入所選考基準）の主な変更点等について

##### ■別表1「保育の利用調整基準」について

###### (1)「居宅外労働」、「自営」の細目の変更

現行基準の「月何日以上かつ1日実働何時間以上」という考え方から、より多様な就労形態に対応するため、「月の総就労時間数」での判定に変更した。

また、保育の必要量の判定が「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2区分に分けられたことに伴い、A・Bランクを保育標準時間認定相当、Cランク以下を保育短時間認定相当として、ランクの細分化と適正化を図った。

| 現行基準 |  | 新基準 |  | 保育標準時間<br>保育短時間 |
|------|--|-----|--|-----------------|
| A    | 月20日以上、1日7時間以上<br>(月140時間以上)                             | A   | 月140時間以上<br>(週換算だと35時間以上)                            |                 |
| B    | 月20日以上、1日5~7時間未満<br>月16日以上、1日7時間以上<br>(月100時間以上140時間未満)  | B   | 月120時間~140時間未満<br>(週換算だと30時間以上)<br>※保育標準時間利用の下限時間に相当 |                 |
|      |  | C   | 月100時間~120時間未満<br>(週換算だと25時間以上)<br>※保育短時間利用の上限時間に相当  | 保育短時間           |
| C    | 月20日以上、1日4~5時間未満<br>月16日以上、1日4~7時間未満<br>(月64時間以上140時間未満) | D   | 月80時間~100時間未満<br>(週換算だと20時間以上)                       |                 |
|      |  | E   | 月64時間~80時間未満<br>(週換算だと16時間以上)                        |                 |

###### (2)「就学」、「求職活動等」の項目追加

現行は、市長による特例扱いであるが、施行規則により、保育の必要性の認定事由として明示されたため、項目を新設した。

###### (3)「市長による特例」への項目追加（生計中心者の失業、その他）、例示の追加

国において優先利用の事項として挙げられている「生計中心者の失業」について、ひとり親家庭の場合と同様に、就労先確定をもって、優先的な取扱いがなされるよう項目を追加した。

「虐待やDVのおそれがあること」が保育の必要性の認定事由とされたことから、「過去に児童相談所等による保護の経緯があるなど」の客観的判断に基づき、保育が必要と認められる事項として、適用がなされるよう、市長特例の細目の記述の明確化を図った。

また、障がい児を有する子どもの優先利用の個別判断を周知できるよう例示を追加した。

###### (4)「妊娠・出産」、「介護」、「災害復旧」等のランクの調整

(1)の「居宅外労働」、「自営」のランクの細分化等に伴い、「妊娠・出産」、「介護」、「災害復旧」等のランクの調整を図った。

##### ■別表2「同ランク内での調整指数表」について

###### (1)別表1で優先されている、「ひとり親世帯」と「生計中心者の失業世帯」の指数加点の追加

別表1にて優先された、「ひとり親世帯」と「生計中心者の失業世帯」について、別表2においても7点の指数加点を行い、同ランク内で優先的な取扱いがなされるように改めた。

###### (2)「連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児」の指数加点の追加

新制度においては、小規模保育事業等3歳未満を対象とした地域型保育事業が新設され、3歳以降、卒園後の受け皿については、保育の継続を図る観点から「連携施設」を設定することとされている。

しかしながら、当初の5年間は地域の実情を考慮し、「利用調整に当たっての優先度を上げることその他の3歳以降の円滑な継続利用に結び付けるための措置」を講じれば、連携施設を設けなくてもよいとされたところであり、その措置として、7点の指数加点を追加した。

##### ■別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」について

###### (1)別表3による調整方法の変更

別表3による調整方法を、より客観化するため、該当する項目数から点数制へと変更した。

###### (2)「対象児童が障害を有している」項目点の追加

国の優先利用の事項として掲げられているとともに、本市においても障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に保育を利用できるよう、調整項目点として追加した。

###### (3)「現に認可外施設等に児童を預けており、入所希望日時点でも同様の状態が見込まれる」等の項目点の追加

本項目点は、認可外保育施設等に預けている期間が単に長いことを評価するものではなく、入所不承諾となって認可外保育施設等を利用している事実や、育児休業を取得せずに認可外保育施設等を利用して就労している事実に対して加点するものである。

したがって、認可外保育施設等に預けている期間がある場合には1点加点、認可外保育施設等に預けている期間が1年以上の場合にさらに1点加点、2年以上の場合にさらに1点加点とした。

※なお、生まれ月の違いによる不均衡を極力抑えられるよう、生まれ月を考慮した対応も図った。

###### (4)「現に保護者が育休を取得しており、入所希望日までの間に児童年齢が1歳以上」の項目点の追加

育児休業促進の観点及び国の優先事項となっていることを考慮し、本項目を新設した。

###### (5)「既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で同一施設・事業を利用希望」の項目点の追加

保護者の通園に係る負担を考慮し、国の優先利用事項の定義に沿って、従来から実施している既にきょうだいが在園している場合と同様に、多胎子等同時利用希望の場合も項目点を付けられるよう変更した。

(重複適用可)



##### ■別表3においても同点となった場合の取扱いについて

別表3においても同点となった場合の最終調整項目として、従来、別表3に組み込まれていた所得の比較を抜き出し、所得状況のより低い世帯の児童を優先とする取扱いとした。



別表1 「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」

| 番号 | 保護者の状況   |                       | 細目  | ランク |
|----|--|-----------------------|---|-----|
| 1  | 居宅外労働<br>(自宅外自営を除く)<br>※常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行うものとする。 |                       | 月実働140時間以上就労  | A   |
|    |  |                       | 月実働120時間以上140時間未満就労   | B   |
|    |  |                       | 月実働100時間以上120時間未満就労   | C   |
|    |  |                       | 月実働80時間以上100時間未満就労  | D   |
|    |  |                       | 月実働64時間以上80時間未満就労   | E   |
|    |  |                       | 就労先確定   | F   |
| 2  | 自営<br>(自宅外自営、親族等が経営の自営を含む)<br>※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。<br>※内職従事者については、協力者の細目を適用する。<br>※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。          | 中心者                   | 月実働140時間以上就労  | A   |
|    |  |                       | 月実働120時間以上140時間未満就労   | B   |
|    |  |                       | 月実働100時間以上120時間未満就労   | C   |
|    |  |                       | 月実働80時間以上100時間未満就労  | D   |
|    |  |                       | 月実働64時間以上80時間未満就労   | E   |
|    |  |                       | 就労先確定   | F   |
|    |  | 協力者                   | 月実働140時間以上就労  | B   |
|    |  |                       | 月実働120時間以上140時間未満就労   | C   |
|    |  |                       | 月実働100時間以上120時間未満就労   | D   |
|    |  |                       | 月実働80時間以上100時間未満就労  | E   |
|    |  |                       | 月実働64時間以上80時間未満就労   | F   |
|    |  |                       | 就労先確定   | G   |
| 3  | 妊娠・出産  |                       | 出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合<br>切迫流産等は「疾病」と扱う。  | D   |
| 4  | 疾病・負傷・心身障害   |                       | (1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院<br>(2) 重度の心身障害<br>・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合<br>・療育手帳の交付を受けている場合<br>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合<br>※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。 | A   |
|    |  |                       | 疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合  | C   |
|    |  |                       | 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合   | E   |
| 5  | 介護   | 病院等居宅外での介護            | 介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用  | A~E |
|    |  | 居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む) | 通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く)  | A~E |
| 6  | 災害復旧   |                       | 災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用  | A~E |
| 7  | 就学   |                       | 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用   | A~F |
| 8  | 求職活動等  |                       | 求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合  | H   |

|   |         |          |  |     |
|---|---------|----------|--|-----|
| 9 | 市長による特例 | ひとり親世帯等  | 自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用  | A~F |
|   |         | 生計中心者の失業 | 生計中心者の失業（自発的失業は除く）により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用  | A~F |
|   |         | その他      | その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合<br>例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合<br>児童を養育する能力に著しく欠如している場合<br>対象児童が障害を有している場合 | A~H |

別表2 「同ランク内での調整指数表」

| 項目   | 細目   | 指数 |
|--|--|----|
| 世帯状況<br>※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5)別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・「(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」」を適用する。<br>※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。) | (1) 両親不存在世帯<br>両親が存在（死亡、拘禁、生死不明）の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合   | 15 |
|  | (2) 母子世帯<br>配偶者（事実婚を含む）のいない女子で、次のアからオに該当する場合<br>ア 配偶者との離婚又は死別<br>イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上<br>ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている<br>エ 婚姻によらないで母になった女子<br>オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子 | 10 |
|  | (3) 父子世帯<br>母子世帯に準じる。  | 10 |
|  | (4) 生活保護世帯等<br>生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合（注1）   | 7  |
|  | (5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」<br>別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合（注1）  | 7  |
|  | (6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」<br>別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合（注1）  | 7  |
| 連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児（注1）   | 卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業を卒園した場合の経過措置   | 7  |
| 地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合   | 地域型保育事業を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合  | 2  |
| 就労実績<br>（注2）   | 入所希望日時時点で1年以上の就労実績がある場合  | 2  |
|  | 入所希望日時時点で半年以上の就労実績がある場合  | 1  |
| 認可外保育施設等の利用状況  | 保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）  | 2  |
| 児童を養育する環境  | 危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合   | 1  |

|                         |   |    |
|-------------------------|---|----|
| 同居の親族等の状況<br>(注3)       | 同居の親族その他の者が65歳未満の場合   | -3 |
|                         | 同居の親族その他の者が65歳以上の場合   | -1 |
|                         | 近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合   | -1 |
| 産休明け又は育休明け<br>(注4)      | 産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。)  | 2  |
| 今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童 | 特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。 | 10 |
| 福祉事務所長が特に必要と認められた場合     | 上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認められた場合<br>例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合  | 15 |

注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。

注2 児童の保護者にそれぞれ加算

注3 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

注4 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

注5 合計指数の上限は15点とする。

別表3 「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

| 項 目  | 項目点    |
|--|--------|
| 対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯。(注1) | 1      |
| 保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2)  | 1      |
| 現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でも同様の状態が見込まれる場合(育児休業期間は除く)(注3)                                    | 1      |
| 現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でその期間が1年以上になる世帯(育児休業期間は除く)(注3)(注4)                                | 1      |
| 現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でその期間が2年以上になる世帯(育児休業期間は除く)(注3)(注4)                                | 1      |
| 現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、入所希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯。                                       | 1      |
| 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(重複して適用することができる)                           | 1      |
| 就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注5)  | 1      |
| 申込み締め切り時に保育料を滞納している世帯(注6)  | 0 ~ -3 |

注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。

注2 入所希望日時時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、入所希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は入所希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合

注3 預けている期間に応じて重複適用する。

注4 生まれ月の違いに配慮するため、入所希望月の1年6か月（2年6か月）以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設に預けている期間として1か月を加えることとする。

注5 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。

注6 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。

### 「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、所得状況のより低い世帯を入所とする。

# 保育の必要性の認定及び利用調整の基準の変更点

参考資料

改正案

案

別表1「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」

|   |         |          |  |     |
|---|---------|----------|--|-----|
| 9 | 市長による特例 | ひとり親世帯等  | 自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用  | A~F |
|   |         | 生計中心者の失業 | 生計中心者の失業(自発的失業は除く)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用  | A~F |
|   |         | その他      | <b>その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合<br/>                 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合<br/>                 児童を養育する能力に著しく欠如している場合<br/>                 対象児童が障害を有している場合</b> | A~H |

①

|   |         |          |  |     |
|---|---------|----------|--|-----|
| 9 | 市長による特例 | ひとり親世帯等  | 自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用  | A~F |
|   |         | 生計中心者の失業 | 生計中心者の失業(自発的失業は除く)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用                                      | A~F |
|   |         | その他      | その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合<br>例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合<br>児童を養育する能力に著しく欠如している場合 | A~H |



利用調整基準別表3に障がい児の優先利用項目を設定しましたが、障がいを有する児童を育てる世帯の個々の状況を踏まえ、認可保育所への入所をより優先できるよう、別表1「市長による特例」のその他として個別の判断をすることが市民の皆様にも周知できるよう例示を追加いたします。

別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

| 項目   | 項目点 |
|--|-----|
| 現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、入所希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯。 | 1   |

②

利用調整基準別表3「現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、入所希望日までの間に当該児童の年齢が1歳6か月以上になる世帯。」という項目について、育児休業給付金の最大延長期間であるとの考えから設定したのですが、多数の御意見をいただいたように育児休業は1歳までの取得が一般的であることから、国が示す育児休業給付金の通常期間である「1歳以上」と修正いたします。

| 項目  | 項目点 |
|---|-----|
| 現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、入所希望日までの間に当該児童の年齢が1歳6か月以上になる世帯。 | 1   |



|   |   |
|---|---|
| 既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（重複して適用することができる） | 1 |
|---|---|

③

利用調整基準別表3にきょうだいを優先する項目を追加しましたが、きょうだい3人以上同時に保育所等の利用を希望する世帯の送迎や行事参加等の保護者負担を軽減できるよう、本項目の重複適用が可能であることを明示するため、記述を追加いたします。

|   |   |
|---|---|
| 既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯 | 1 |
|---|---|





利用調整基準新旧対照表

参考資料

| 新                              |  |                       |   | 旧   |    |   |                       |   |     |
|--------------------------------|--|-----------------------|---|---|----|---|-----------------------|---|-----|
| 別表1「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」 |  |                       |   | 別表1「保育所入所選考基準」  |    |   |                       |   |     |
| 番号                             | 保護者の状況   |                       | 細目  | ランク   | 番号 | 保護者の状況  |                       | 細目  | ランク |
| 1                              | 居宅外労働<br>(自宅外自営を除く)<br>※常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行うものとする。 |                       | 月実働140時間以上就労  | A   | 1  | 居宅外労働<br>(自宅外自営を除く)<br>※常勤・非常勤等の呼称にかかわらず、その就労日数及び実働時間により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行うものとする。                                    |                       | 月20日以上、1日実働7時間以上就労  | A   |
|                                |  |                       | 月実働120時間以上140時間未満就労   | B   |    |   |                       | (1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労<br>(2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労  | B   |
|                                |  |                       | 月実働100時間以上120時間未満就労   | C   |    |   |                       | (1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労<br>(2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労   | C   |
|                                |  |                       | 月実働80時間以上100時間未満就労  | D   |    |   |                       | 就労先確定   | D   |
|                                |  |                       | 月実働64時間以上80時間未満就労   | E   |    |   |                       |   |     |
|                                |  |                       | 就労先確定   | F   |    |   |                       |   |     |
| 2                              | 自営<br>(自宅外自営、親族等が経営の自営を含む)<br>※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。<br>※内職従事者については、協力者の細目を適用する。<br>※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。          | 中心者                   | 月実働140時間以上就労  | A   | 2  | 自営<br>(自宅外自営、親族等が経営の自営を含む)<br>※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。<br>※内職従事者については、協力者の細目を適用する。<br>※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。 | 中心者                   | 月20日以上、1日実働7時間以上就労  | A   |
|                                |  |                       | 月実働120時間以上140時間未満就労   | B   |    |   |                       | (1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労<br>(2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労  | B   |
|                                |  |                       | 月実働100時間以上120時間未満就労   | C   |    |   |                       | (1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労<br>(2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労   | C   |
|                                |  |                       | 月実働80時間以上100時間未満就労  | D   |    |   |                       | 就労先確定   | D   |
|                                |  |                       | 月実働64時間以上80時間未満就労   | E   |    |   |                       |   |     |
|                                |  |                       | 就労先確定   | F   |    |   |                       |   |     |
|                                | 協力者  | 月実働140時間以上就労          | B   | 月20日以上、1日実働7時間以上就労  | B  |   |                       |   |     |
|                                |  | 月実働120時間以上140時間未満就労   | C   | (1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労<br>(2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労      | C  |   |                       |   |     |
|                                |  | 月実働100時間以上120時間未満就労   | D   | (1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労<br>(2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労 | D  |   |                       |   |     |
|                                |  | 月実働80時間以上100時間未満就労    | E   | 就労先確定(求職活動より上位とする。)   | E  |   |                       |   |     |
|                                |  | 月実働64時間以上80時間未満就労     | F   |   |    |   |                       |   |     |
|                                |  | 就労先確定                 | G   |   |    |   |                       |   |     |
| 3                              | 妊娠・出産  |                       | 出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合<br>切迫流産等は「疾病」と扱う。  | D   | 3  | 妊娠・出産   |                       | 出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合<br>切迫流産等は「疾病」と扱う。  | C   |
| 4                              | 疾病・負傷・心身障害   |                       | (1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院<br>(2) 重度の心身障害<br>・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合<br>・療育手帳の交付を受けている場合<br>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合<br>※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。 | A   | 4  | 疾病・負傷・心身障害  |                       | (1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院<br>(2) 重度の心身障害<br>・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合<br>・療育手帳の交付を受けている場合<br>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合<br>※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。 | A   |
|                                |  |                       | 疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合  | C   |    |   |                       | 疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合  | B   |
|                                |  |                       | 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合   | E   |    |   |                       | 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合   | C   |
| 5                              | 介護   | 病院等居宅外での介護            | 介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用  | A~E   | 5  | 介護  | 病院等居宅外での介護            | 介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用  | A~C |
|                                |  | 居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む) | 通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く)  | A~E   |    |   | 居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む) | 通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く)  | A~C |
| 6                              | 災害復旧   |                       | 災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用  | A~E   | 6  | 災害復旧  |                       | 災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用  | A~C |



利用調整基準新旧対照表

|   |         |   |  |     |         |         |   |  |     |
|---|---------|---|--|-----|---------|---------|---|--|-----|
| 7 | 就学      | 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用 | A~F  | 7   | 市長による特例 | 通学      | 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用 | A~D  |     |
| 8 | 求職活動等   | 求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合  | H  |     |         | ひとり親世帯等 | 自立の促進が認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用              | A~D  |     |
| 9 | 市長による特例 | ひとり親世帯等   | 自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用  |     |         | A~F     | 求職活動  | 求職のため昼間外出することを常態としている場合  | E   |
|   |         | 生計中心者の失業  | 生計中心者の失業（自発的失業は除く）により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用  |     |         | A~F     | その他   | その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合<br>例) 夜間に労働に従事し、昼間に睡眠又は休養をとることを常態としている場合<br>児童を養育する能力に著しく欠如している場合 | A~E |
|   |         | その他   | その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合<br>例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合<br>児童を養育する能力に著しく欠如している場合<br>対象児童が障害を有している場合 | A~H |         |         |   |  |     |

別表2「同ランク内での調整指数表」

| 項目  | 細目   | 指数 |
|---|--|----|
| 世帯状況<br>※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5)別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・「(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」を適用する。<br>※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。) | (1) 両親不在世帯<br>両親が存在しない(死亡、拘禁、生死不明)の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合   | 15 |
|   | (2) 母子世帯<br>配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合<br>ア 配偶者との離婚又は死別<br>イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上<br>ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている<br>エ 婚姻によらないで母になった女子<br>オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子 | 10 |
|   | (3) 父子世帯<br>母子世帯に準じる。  | 10 |
|   | (4) 生活保護世帯等<br>生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合(注1)   | 7  |
|   | (5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」<br>別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合(注1)  | 7  |
|   | (6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」<br>別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合(注1)  | 7  |
| 連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児(注1)  | 卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業を卒園した場合の経過措置   | 7  |
| 地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合  | 地域型保育事業を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合  | 2  |
| 就労実績<br>(注2)  | 入所希望日時点で1年以上の就労実績がある場合   | 2  |
|   | 入所希望日時点で半年以上の就労実績がある場合   | 1  |

別表2「同ランク内での選考指数表」

| 項目   | 細目   | 指数 |
|--|--|----|
| 世帯状況<br>※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等については、別表2の同ランク内での選考指数表の加点対象外とする。<br>※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と低所得世帯に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。) | (1) 両親不在世帯<br>両親が存在しない(死亡、拘禁、生死不明)の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合   | 15 |
|  | (2) 母子世帯<br>配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合<br>ア 配偶者との離婚又は死別<br>イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上<br>ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている<br>エ 婚姻によらないで母になった女子<br>オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子 | 10 |
|  | (3) 父子世帯<br>母子世帯に準じる。  | 10 |
|  | (4) 低所得世帯<br>概ね生活保護基準程度の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合   | 7  |
| 就労実績   | 1年以上の就労実績がある場合   | 2  |
| 注1   | 半年以上の就労実績がある場合   | 1  |

利用調整基準新旧対照表

|                         |   |    |
|-------------------------|---|----|
| 認可外保育施設等の利用状況           | 保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合） | 2  |
| 児童を養育する環境               | 危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合  | 1  |
| 同居の親族等の状況<br>(注3)       | 同居の親族その他の者が65歳未満の場合   | -3 |
|                         | 同居の親族その他の者が65歳以上の場合   | -1 |
|                         | 近隣（半径1km以内）に親族が在住している場合   | -1 |
| 産休明け又は育休明け<br>(注4)      | 産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。）  | 2  |
| 今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童 | 特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。   | 10 |
| 福祉事務所長が特に必要と認めた場合       | 上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合<br>例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合      | 15 |

注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。

注2 児童の保護者にそれぞれ加算

注3 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

注4 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

注5 合計指数の上限は15点とする。

|                             |  |    |
|-----------------------------|--|----|
| 認可外保育施設等の利用状況               | 保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、おなかも保育室、家庭保育福祉員、認定保育園、かわさき保育室、地域保育園等に預けている場合（就労状況と連動した利用の場合） | 2  |
| 児童を養育する環境                   | 危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合                                       | 1  |
| 同居の親族等の状況<br>注2             | 同居の親族その他の者が65歳未満の場合  | -3 |
|                             | 同居の親族その他の者が65歳以上の場合  | -1 |
|                             | 近隣（半径1km以内）に親族が在住している場合  | -1 |
| 産休明け又は育休明け<br>注3            | 産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から3月中の復帰者を含む。）                                   | 2  |
| 今回の申込み以前に育児休業を取得し入所解除となった児童 | 保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。    | 10 |
| 福祉事務所長が特に必要と認めた場合           | 上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合                                       | 15 |

注1 児童の保護者にそれぞれ加算

注2 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

注3 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

別表3 「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

| 項目   | 項目点 |
|--|-----|
| 対象児童が障害（身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合）を有している世帯。(注1) | 1   |
| 保護者の一方が長期不在の世帯（単身赴任、海外勤務、入院等）(注2)  | 1   |
| 現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でも同様の状態が見込まれる場合（育児休業期間は除く）(注3)                                    | 1   |
| 現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く）(注3)(注4)                                | 1   |
| 現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でその期間が2年以上になる世帯（育児休業期間は除く）(注3)(注4)                                | 1   |
| 現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、入所希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯。                                       | 1   |
| 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（重複して適用することができる）                           | 1   |

別表3 「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

| 項目                                   |
|--------------------------------------|
| 申込み時に保育料を滞納していない世帯                   |
| 保護者の一方が長期不在（単身赴任、海外勤務、入院等）の世帯        |
| 児童を認可外保育施設等に預けている期間（育児休業期間中は除く）の長い世帯 |
| 就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯            |
| 所得の低い世帯                              |
| 児童相談所等関係機関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯 |
| 既にきょうだいが在園している場合で、同一の保育所に入所を希望する世帯   |

同ランク同指数で競合した場合には、別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」により、世帯ごとに相対的に判断して該当する項目が多い世帯のお子さんから入所の内定を行います。

## 利用調整基準新旧対照表

|  |      |  |
|--|------|--|
| 就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯（注5）  | 1    |  |
| 申込み締め切り時に保育料を滞納している世帯（注6）  | 0～-3 |  |
| <p>注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。</p> <p>注2 入所希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、入所希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は入所希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合</p> <p>注3 預けている期間に応じて重複適用する。</p> <p>注4 生まれ月の違いに配慮するため、入所希望月の1年6か月（2年6か月）以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設に預けている期間として1か月を加えることとする。</p> <p>注5 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。</p> <p>注6 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>「別表3においても同点となった場合の取扱い」</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>別表3においても入所判定が困難な場合は、所得状況のより低い世帯を入所とする。</p> </div> |      |  |